

1. こどもの相談窓口に関する状況について

窓口名称	障害者支援課	障害者支援課	児童発達支援センター	こども未来課 (子育て支援係)	こども未来課 (子育て支援係)	こども未来課 (児童館・児童センター)	保育課	こども家庭センター	教育総務課	指導課 (教育研究企画室)	指導課 (教育研究企画室)	指導課（いじめ防止相 談対策室）	指導課（いじめ防止相 談対策室）	指導課（幼児教育支援 センター）	文化芸術・生涯学習課
窓口名称	虐待防止センター	心の相談	療育相談室	地域子育て支援拠点、 地域子育て支援セン ター（未就学児童およ びその保護者向け）	若者のための居場所 （中学生・高校生・大 学生向け）	児童館・児童センター	保育課	こども家庭センター	教育総務課	就学相談（発達検査・ 面談①、審議結果報 告・面談②）	教育相談（電話相談・ 面談）	流山小中学生専用な みホットライン	STANDBYアプリ	就園相談	流山市青少年指導セン ター相談室
相談件数の推移 (件)	令和3年度	20	33	260	1,138 (※)	—	—	1,536 (内児童虐待：676)	36	413	2,034	14	—	—	57
	令和4年度	19	33	384	2,149 (※)	—	—	1,586 (内児童虐待：978)	31	401	1,902	17	52	—	55
	令和5年度	29	37	564	2,508 (※)	—	644 (※)	1,629 (内児童虐待：969)	11	403	2,249	15	62	—	61
	令和6年度	68	30	463	2,850 (※)	—	1090 (※)	1,902 (内児童虐待：1,199)	16	500	2,317	37	65	9	80
	令和7年度	61	21	491	3,882 (※)	133 (※)	880 (※)	1,768 (内児童虐待：1,116)	13	486	2,305	18	56	2	88
主な相談内容	虐待に関する相談（児 童の場合は障害児通所 施設職員からの虐待の み）	心の健康についての悩 み相談	こどもの発達相談	子どもの成長、義実家 との付き合い、保育 園・幼稚園について	自身の進路や家庭につ いて	日々の生活や学校生活 についての悩み相談 施設についての要望	集団生活の中で配慮が 必要なことに関する 相談	虐待、養護相談（家庭 環境、離婚等）、育成 相談（育児・しつけ 等）	・学童クラブ入所につ いての相談 ・学童クラブ指定管理 者の対応についての相 談 ・施設についての要望	学びの場の検討（特別 支援学校・特別支援学 級・通級指導教室）	学校生活に関する相談	いじめ、友達、学校、 身体と性など	友達、学校、家族、勉 強、その他 ※令和4年度より運用 開始 ※複数計上のため、相 談件数より相談内容の 合計数は多い 【その他について】 ・自身の性格、行動、 趣味、考え方について ・SNS関係 ・生きる 意味・感情のコン トロールについて	特別な配慮を要する幼 児の学びの場について	金品持出し、不登校、 交友関係、学業、家庭 関係、家庭教育、虐 待、性・異性、健康問 題 等
主な相談者層	保護者	保護者	保護者	未就学児の保護者 ※上記は利用者数	中学生、高校生 ※上記は利用者数	18歳未満のこども ※おおたかの森・南流 山児童センターで実施 の「子育て何でも相談 室」は未就学児～小学 生の保護者、上記相談 件数は相談室の利用件 数	保育所入所を希望する 保護者、保育所利用中 の保護者	保護者 保護者からの相談や関 係機関からの通告によ り関わり始めた家庭の こども（小中高生）と の面談の実施やメー ル・電話を受けること はあるが、こども発信 の新規の相談はほとん どない。	保護者	年長～中3の保護者、 本人	小中学生の保護者、本 人	市内小中学生 ・電話番号が分かれ ばだれでも連絡できる ・電話番号は流山市 のホームページにも掲 載	市内中学生 （学校・学年ごとに アカウントを配付して いるため、市内中学生 以外は相談できない）	保護者	概ね20歳までの本人 （青少年）とそのご家 族等
課題や苦慮している点	こどもが自ら相談する ことも可能ではありま すが、実際にこどもか ら相談されたことはあ りません。 （相談全体のうちこ どもに関連するものが 少数（年間数件程度） であること、対象者が未 就学児や重度障害児等 で自ら意思表示するこ とが困難な場合が多い こと等が要因と思われ ます。）	こどもが自ら相談する ことも可能ではありま すが、実際にこどもか ら相談されたことはあ りません。 事業自体がこどもに向 けたものではないた め、特にこどもに特化 した周知は行っており ません。	・相談内容が複雑化 し、関係機関との連携 が求められること。 ・不安を抱える保護者 が早期に初回相談に繋 がれるように、待機日 数の短縮に努めていま す。	地域子育て支援拠点・ センター間はもちろん のこと、他の子育て支 援施設等との情報共有 のための横の連携が必 要だと感じています。	福祉会館を借りて運営 しているため、利用者 の意見に十分に応えら れていないと感じてい ます。	児童館職員は遊びを通 じてこどもと信頼関係 を築き、こどもが持つ 心配ごとや課題に気づ くことができるため、 相談内容によっては、 適切に関係機関につな ぐ等、地域とより密接 な連携が必要である。	・一度の面談だけでは 気づけないこども達の 特性の把握 ・配慮が必要だが、面 談に出来ない家庭への対 応	こどもの認知度が低 い。関係性ができてい る学校などの所属先 や、こどものための相 談と明記されている匿 名性の高いチャットな 相談先としてこども本 人から選択されること は少ない。 児童相談所への一時保 護やDV避難によりこ どもの命や安全を守る ことができる一方で、 学校に行きたくても行 けない状況や、こども の意思に反した引っ越 しなどを余儀なくされ ている場合がある。	・運営に関するご意見 やご要望は原則指定管 理者が受けているが、 クレームに発展した場 合等に市に問い合わせ が入る。保護者と指定 管理者双方から意見を 聞き取り調整する必要 があるため対応に苦慮 している。 ・施設への要望につ いては、予算も関係する ため即時には解決でき ないことが多い。	・相談件数の増加 ・相談申し込みから初 回面談までに日数がか かる	・相談内容の複雑さ ・学校が必要と感じて も、家庭や本人の困り 感がない場合につな がりにくい。継続した支 援ができない。	●名前や学校名を無理 に聞くことはないた め、市内の小中学生か わからない相談もある ●「なやみホットライ ンカード」、「なやみ ホットラインリーフ レット」配付時は相談 件数が増えるが、年間 を通して相談件数が少 ない。 ●携帯電話やスマート フォンを持っていない 児童については、保護 者を介して相談をする しかない。 ●メールでの相談は、 過去に1回しか来てい ない。	●相談件数が増えた場 合、返信が迅速に行え ないことが考えられ る。	○私立幼稚園における 要配慮児の受け入れが 進んでおり、相談件数 は少ない。 ○児童発達支援セン ターと連携しながら対 応を進めている。	こどもによっては、相 談して関係機関に共有 され大事になることを 不安に思う様子が見受 けられることがある。 また、中には知らな い人へ電話することで 緊張してしまうこども もいるため、少しでも 安心して話しやすい雰 囲気づくりに努めてい る。

2. こどもの居場所、生活・支援の場の状況について

担当課名	障害者支援課	障害者支援課	児童発達支援センター	こども未来課	こども未来課	こども未来課	保育課	教育総務課	指導課
施設・事業名	児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業所	つばさ学園 児童デイつばさ	地域子育て支援拠点 地域子育て支援センター	若者のための居場所	児童館・児童センター	①認定こども園 ②認可保育所 ③小規模保育事業所	学童クラブ	教育支援センター（フレンドステーション）
利用対象者	主に未就学の障害児	学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等に就学している障害児	年少から年長のこども 0歳児から年長のこども	未就学児童とその保護者	中学生・高校生・大学生	18歳未満のこども	保育の必要性の認定を受けた未就学児	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学する児童	市内在住の小中学生
目的・機能	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の便宜の供与	生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜の供与	全体発達に遅れのあるこどもの発達支援。	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援すること	利用者の声を聞きながら、安心安全な居場所を提供し、健全な育成のための様々な支援を行う。	児童に健全な遊びを与え、健全育成を図る。	保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設	児童に適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る	学校へ足を向けることができない状況にある児童生徒の、学校以外の「居場所」。社会的自立を目指すことを支援する。
設置数	48	46	2	14	2	9	① 6 ② 7 ③ 2	39施設（19小学校区）	3 （2+オンライン）
こどもの意見聴取や運営への参画状況	—	—	・玩具や絵本等、選択肢の中からこどもが選べるような配慮をしています。 ・絵カードや写真等で、気持ちの表現を手助けする配慮をしています。	来所するこどもは、乳幼児であるため、直接意見聴取をすることは難しいため、代わりに保護者からの相談に取り組んでいる。	利用者の意見を聴取しながら、イベントやサークル等の企画を行っています。	普段の遊びの中でこどもの意見を確認・取り入れるだけでなく、イベント開催時には、こども実行委員会を設ける等、主体的に活動に参加できるよう意識している。	保育の中で、こどもの表情等から意思を確認したり、こどもに選択してもらうなど、こどもの発達に応じた多様な方法で意見の聴取を行っている。	各学童クラブ内において、ルールや生活、遊びについて児童の意見を聞き、運営へ取り入れられている。	・見学や体験期間を経て、入級申請手続きを進める。 ・チャレンジタイム（個別学習の時間）に加え、フレンドタイム（かかわりあう活動）を設定している。
課題や苦慮している点	—	需要の急増に整備が追いついておらず、希望日数利用できないことがある。	・発語や他者とのやり取りが難しいこどもが多いため、上記のような個別に合わせた対応を都度検討する必要があること。	地域子育て支援センターについては、その実施内容が様々であるため、地域のニーズ等を確認・整理していく必要がある。	物理面のハードルとして、福祉会館を借り受けている状況にあるため、利用者の意見に十分に反映されていないと思われること	児童館ガイドラインの改正により、こどもの権利や意見を尊重した活動の重要性が明記されたため、言語化されていない気持ちや意思も含め、発達に応じた意見形成の支援や意見聴取・運営への反映をおこなっていく必要がある。	施設の監査を担う部署と連携して、施設内における虐待防止を含むこどもの権利に関する研修を継続して実施する必要がある。	・入所児童数の増加に伴い、学校教室の共用が増えていること。 ・待機児童が発生しないよう、施設整備が必要であること。	不登校児童生徒の、個々のニーズに応える困難さがある。（目標、求める環境、立地の条件等）

3. 大人の権利教育・理解度について

	障害者支援課	児童発達支援センター	こども未来課	こども未来課	こども未来課	こども未来課	こども家庭センター	保育課	教育総務課	指導課	文化芸術・生涯学習課
施設・事業名	虐待防止研修	児童発達支援センター	地域子育て支援拠点 地域子育て支援センター	若者のための居場所	児童館・児童センター	こども計画推進事業	要保護児童対策事業 (児童虐待防止対策研修会)	保育所・認定こども園 小規模保育事業所	学童クラブ	幼児教育支援センター	東葛飾教育事務所主催 社 会人権講習会
こどもの権利に関する研修等実施状況	毎年1回、施設研修を実施（内容は毎年異なり、必ずしも児童の施設向けではない）	・年1回、外部講師または当センター職員による保育士・幼稚園教諭向け研修を実施。 ・年1回、外部講師を招いて、保護者向け研修会を実施。	令和7年度に、市主催で「地域子育て支援に係るこどもの権利保障について」をテーマに実施した。	令和7年度に、市主催で「地域子育て支援に係るこどもの権利保障について」をテーマに実施した。	令和7年度に、市主催で「地域子育て支援に係るこどもの権利保障について」と「児童館ガイドラインの活用について」（こどもの権利保障を含む）をテーマに実施した。	令和6年度にこどもの権利部会で市職員を対象にした「こども・若者意見表明に関する手引き」を作成。また、この手引きを活用した職員研修を毎年実施。	毎年1回以上、児童虐待防止に関する研修会を実施	年3回程度、保育ワークショップを開催。配慮を要するお子さんとの関わり方を共有。	（支援員及び補助員向け研修） ・市主催で毎年2回、外部講師による研修を実施しており、令和7年度1回目は「こどもの権利」をテーマとした。 ・千葉県放課後児童支援員認定資格研修にて、権利擁護研修を実施。	・幼児教育希望研修を開催 ・幼保小合同研修会を開催	青少年団体を対象に事務所主催の講習会への参加を促している。
課題・苦慮している点	参加に強制力が無いため、毎回参加しない事業所がある	発達に配慮が必要なこどもが、保育園・幼稚園で適切な保育・教育が受けられるよう保育士・幼稚園職員向けの研修を継続していく必要がある。	自身の言葉で希望・要望を伝えることが出来ない乳幼児の意思を汲み取るという点に留意するなど、こどもの権利について理解を深めていく必要がある。	心理系、福祉系の職員が配置されているため、若者に寄り添った相談対応ができていると感じており、現時点で特に課題・苦慮している点はないが、多感な世代を対象とした事業のため、今後もこどもの権利について理解を深めていく必要がある。	児童館ガイドラインにおいて児童館は、「こども自身が権利の主体であることを実感できる場」であることが求められているため、こどもの権利に関する職員の教育・啓発は継続していく必要がある。	全職員に定期的なこどもの権利に関する研修受講を義務付けている自治体もあるため、本市でも、同様の体制構築が必要と考える。	こどもや家庭と接する職員を対象に事例検討等の研修会を行うことにより、児童虐待の未然防止や早期発見に寄与しているが、こども本人や家族に自覚がない場合も多く、潜在化してしまうケースもある。	参加を募っても、参加メンバーが固定している。広く呼び掛けるのに苦慮している。	・講師の確保 ・研修対象者が多数おり、全支援員等の参加が困難であることから、同テーマでの定期的な開催が必要である。	・こどもが安心感を持ち、自らの思いや願いを存分に発揮し、主体的な活動を実現できる教育・保育の実現につながるよう研修内容を工夫している。	テーマによって参加者数にばらつきがある。